

鑛業施業案控綴

島廻炭坑



島全覽圖一八之號

46

所長
次長
事務長
課長
係長
係長
係長

[illegible]

唐福澤掇印

共同石炭鐵
礦株式會社
島嶼鐵礦所



福岡県田川郡川崎町

共同石炭鐵 島崎 鐵礦所
株式會社

鐵礦代理人 深田 茂 安

變更鐵礦地帶案認可申請書

一 登録番号

福岡縣採掘權登録第七五九號

一 鐵礦所在地

福岡縣田川郡川崎町、深田町、大任村地内

一 鐵山の名稱

島崎炭礦

一 石炭坑の名稱

第一坑、第二坑、第三坑、柳之本坑

一 鐵 礦 名

石 炭

一 地業權の要旨

第一坑は竹谷尺鐵層を採掘し第二坑第三坑は柳之本坑は田川三尺層及田川四尺層を採掘する

右鐵礦島崎炭礦に於て昭和二十年十二月十日提出に係る鐵礦地帶案に

より採掘致して居りました所今控別紙理由書の如く各坑口の結核成果を變更致したく鐵礦法第四拾四條により御認可賜り度變更鐵礦地帶案に就明圖及變更理由書相添へ此般申請致します。

昭和廿五年八月三十一日

福岡鐵礦地帶案局

高 城 元 殿

變更理由書

昭和二十年十二月十日提出の鐵道施設案中に記載せる各港口位置は圖
表當時の實測と異はれるが前圖の測量圖に變更事項の如く誤りを發見
しましたので此處變更方を申明致します。

豐 夏 誠 樂 施 樂 宗

共同石製
織機式會社

島 通 誠 樂 所

變更條 築堤 築堤

總代理 人

廣田 茂 安

「堤防管線」

福岡縣保通郡豊後第七五九號

「堤防管線」

福岡縣田川郡川崎町、藤田町、大任村地内

「堤防管線」

島根縣

「堤防管線」

第一堤、第二堤、第三堤、備之本堤

「堤防管線」

石 炭

「堤防管線」

イ 主要なる箇所、位置、名称、走向、山形及厚さ

變更 方法

ロ 測量方法及可採測量

變更 方法

ハ 測量の計畫及方法

この項中堤口の断面を左の通り變更する

堤口名	位 置	福岡縣と堤口の關係	断面	備考
第一堤	田川郡川崎町大字川崎	一、六三三、九分	五、二七、四、五分	竹登尺無層
第二堤	・	一、一六、四、二分	一、五、一、四、分	田川三尺層
第三堤	・	一、〇一、四、五分	一、三、四、五分	田川四尺層
備之本堤	田川郡大任村大字大任	一、一、四、五分	一、一、四、五分	・

「第一堤は福岡縣管轄參事より方位七拾度四拾五分、水平距離參百參拾五間の位置に堤口を設け」を

「方位七拾六度貳拾九分、水平距離參百貳拾七間七合」に變更

「第二堤は福岡縣管轄參事より方位百四拾貳度拾分、水平距離參百參拾六間の位置に堤口を設け」を

「方位百四拾六度拾分、水平距離參百拾四間」に變更

「第三堤は福岡縣管轄參事より方位百拾度四拾〇分、水平距離參百參拾五間の位置に堤口を設け」を

「方位百度貳拾五分、水平距離參百拾七間七合」に變更

「修之本坑は礦區傳給書より方位參百貳拾參度〇分、水平距離百七拾五間の位置に於て坑口を設け」を

「方位參百貳拾參度拾分、水平距離百七拾間」に變更

其の他變更なし

二十年に於ける測定距離

變更なし

平距離に關する計畫

變更なし

急傾斜に關する計畫

變更なし

「換裝上の危害預防に關する事項

イ坑内の組織に關する方法又は設備

變更なし

「地質又は坑内の保全、其の他危害の預防又は公害の防止に關し特別の施設又は制限を要す

るものに在りては其の施設又は制限に關する事項

變更なし

(備考)

其の他變更なし

昭和廿五年八月三十一日

以上

852-174 福本老松子

昭和八年 二月十日

福岡縣田川郡漆園町

藏内規業株式會社

社長代理人 石丸 茂太郎

福岡縣山監督局長 佐一 敬

追加 鑛業施設 業

登録番号 福岡縣鑛務監督署第三三三三號

所在地 福岡縣田川郡川崎村外三村地内

地山名稱 大塚 炭 (第四二號) 積小

地種名 石 炭 (礫石)

一 採炭・開採事項

(1) 主要たる地種・位置名稱走向傾斜等要

島 廻 炭 坑

地種・位置・地種點 表木 福地三角點より東方約六十度

約八十度・位置・露し床ノ面五十度・走向・即ち別試圖示す

トシ文正十一年四月提出地許事ト同一ノモノトシ右略ス

四 採炭方法

地種・位置・地種點 表木 福地三角點より東方約八十度

約八十度・位置・露し床ノ面五十度・走向・即ち別試圖示

す如ク左右・片盤・地通・該々其一片盤・地通・周障ハ各三十度

トシ此・周・片盤・地通・該々其一片盤・地通・周障ハ各三十度

トシ此・周・片盤・地通・該々其一片盤・地通・周障ハ各三十度

トシ此・周・片盤・地通・該々其一片盤・地通・周障ハ各三十度

トシ此・周・片盤・地通・該々其一片盤・地通・周障ハ各三十度

トシ此・周・片盤・地通・該々其一片盤・地通・周障ハ各三十度

トシ此・周・片盤・地通・該々其一片盤・地通・周障ハ各三十度

トシ此・周・片盤・地通・該々其一片盤・地通・周障ハ各三十度

トシ此・周・片盤・地通・該々其一片盤・地通・周障ハ各三十度

トシ此・周・片盤・地通・該々其一片盤・地通・周障ハ各三十度

トシ此・周・片盤・地通・該々其一片盤・地通・周障ハ各三十度

トシ此・周・片盤・地通・該々其一片盤・地通・周障ハ各三十度

トシ此・周・片盤・地通・該々其一片盤・地通・周障ハ各三十度

トシ此・周・片盤・地通・該々其一片盤・地通・周障ハ各三十度

トシ此・周・片盤・地通・該々其一片盤・地通・周障ハ各三十度

トシ此・周・片盤・地通・該々其一片盤・地通・周障ハ各三十度

トシ此・周・片盤・地通・該々其一片盤・地通・周障ハ各三十度

し兩側には木杭又は硬質等により傾倒及落致を防ぐ
向尺層は圖示の如く舊探掘跡（五尺層）との間隔百尺程度な
るを以て斷層等に差着の際は斷柱又は換柱等を以て保全を期す、
排水には「タービン」噴筒を用ふ
公益保護に關する事項に在りては特記すべき事項なし
右條要法施行規則第四拾四條により提出候也

昭和拾五年八月拾日

關東鐵道管理局長

中 村 幸 八 殿

し附録には木積又は硬質等により銅版及落版を防ぐ
附尺附層は圖示の如く探検路（五尺層）との間隔百尺程度を
るを以て附層等に差支の附は附件又は疎柱等を以て保全を期す。
排水には「ダイビン」吸筒を用ふ
公益保障に關する事項に在りては特記すべき事項なし
右節要法施行細則第四拾四條により提出候也
昭和拾五年八月拾日

昭興山監督局長

中 村 幸 八 殿

イ、坑内の煙氣に應ずる方法又は設備

通氣方法は本卸坑道を人氣坑道とし連卸坑道を排氣坑道とし自然通氣に依るものとし本卸坑道よりの人氣を門扉板壁隔風付切り部を通過に設け各面片よりの分岐人氣せるを奥部即ち採炭切羽面より各所扉部に設ける風道より連卸坑道に集め排氣をすものとし續け局所に在り通氣困難を生したる場合は小掘局部隔風機を設け通氣の柱良を計るものとす

ロ、地表又は坑内の保安其他危害の豫防又は公益の保護に關し特別の施設又は制限に關する事項

採掘部に対する地表又は坑内の保安としては松材を使用柱人柱打木工賃便額又は充填をなすものとし層内隠蔽にドンの侵蝕ありて同ち前記の如く自然取り除かれたるものの安全柱と云り置して採掘する大部分は山丘下なるを以て公益に對する施設として特別の施設制限の要なきものとし又面採掘部に接近する場合は拾間以上の間隙を置き漸進掘孔に依り推進し以て危害をな

からしむるものとす

右條法施行細則第四十四條に依り礦業地權業權出賃規

イ、坑内の通氣に關する方法又は設備

通氣方法は本師坑道を入氣坑道とし連卸坑道を排氣坑道とし自然通氣に依るものとし本師坑道よりの入氣を門扉板張隔風仕切り等を調整に掛け各由片よりの分岐入氣せるを奥部即ち採掘切羽面より各所扇部に設ける風轍より連卸坑道に惹め排氣なすものとし新に扇所に在り通氣困難を生したる場合は小扇扇部風轍を設け通氣の恒良を計るものとす

ロ、地表又は坑内の保安其他危害の預防又は公益の保護に關し特別の施設又は制限に關する事項

採掘跡に對する地表又は坑内の保安としては松材を使用柱入柱打木工型便敷又は充架をなすものとし層内隙所にドンの侵蝕ありて則ち前記の如く自然取り除かれたるものの安全柱と爲り而して採掘する大部分は山丘下なるを以て公益に對する施設として特別の施設制限の要少なきものとし又高採掘跡に接近する場合に拾間以上の距離を計り漸進掘孔に依り掘進し以て危害をな

からしむるものとす

右總要法施行規則第四十四條に依り總要法總要法提出候也

昭和七年十月廿日

[illegible]

國內銀業株式會社

石大政太郎

原 住

一 版

追加銷售地盤

登錄雷駐 臨岡探掘發錄第 三五九號

縣區所在地
福岡縣田川郡周船村外二村地内

嶺山名稱 太峰巖壁（島嶼二坑）

石 製（備石）

一、採炭に關する事項

イ、主要なる炭層の位置名、層走向、傾斜及厚さ

奥層の位置銀區基面斜木輯積三角點より東方約六十度百八十度間

の位置に就し凡そ百五十里に定向、即ち別新四郎の館りとし大正十一年四月提出施業案と同一のものとし省略す

ロ、探製の方法

鎮區幅状地帯又一號より方位三百二十六度距離百八十間の位置を
勘計坑口を又其の坑口より直交点距離約五分に延焼坑口を測
繪し併行に方位三十五度に相違するものとし然して開示の如
く左右に片無焼坑を設け其の片無焼坑の間隔は各三十間とし
間を片無焼ひに採炭をなし坑道の伸入は切炭き替打柱をなし海
切羽面は打柱荷せ替木工物等を造すものとす

探堀は端畔にて手掘とし岩石は爆薬を用ひ破碎す本岩層はドン
の侵蝕ありて此部分は取り廢されて自然に於柱の頭をなし保安
柱となるものとす

村となるものとす

村となるものとする

排水にありては卸適所に水を集め電力により排水なすものとす

八、一ヶ年間に於ける豫定出換高 二千噸

二、操業上の危害預防に関する事項



昭和七年十月廿日

福岡県田川郡添田町

殿内鐵礦株式會社
營業代理人 石丸 政太郎

福岡山監督局長

原 佐 一 殿

追加鐵礦地盤案

發給書號 福岡縣採掘發給書號第三六三號

鐵礦所在地 福岡縣田川郡川崎村外二村地内

鐵山名稱 武雄炭礦(烏龜二坑)

鐵礦名稱 石炭(燐石)

一、採炭に関する事項

イ、主要なる炭層の位置名稱走向・傾斜及厚さ

炭層の位置鐵礦基點從水國鐵三角點より東方約六十度百八十度間

の位置に在り凡そ百五十度に走向・即ち別紙圖露の通りとし大

正十一年四月提出給發案と同一のものとし省略す

ロ、採炭の方法

鐵礦標坑第十二號より方位三百二十六度距離百八十間の位置に

捨卸坑口を又其の坑口より真角心距離發開五分に運卸坑口を開

闢し併行に卸方位三十五度に掘進するものとし然して圖示の如

く左右に片鉋坑道を設け其の片鉋坑道の間隔は各三十間とし此

間を片鉋掘ひに採炭をなし坑道の挿入は切欠き棒打柱をなし御

切羽面は打柱荷せ排水工程を施すものとす

採掘は掘進にて手掘とし岩盤は鑿鑿を用ひ破砕す本岩層はドン

の侵蝕ありて此部分は取り廻されて自然に炭柱の歪をなし保管

柱となるものとす

排水にありては卸場所に水を集め電力により排水をすものとす

ハ、一ヶ年間に於ける豫定出炭高 二千噸

二、採炭上の危害預防に関する事項

選抜方法としては初めに「コンベヤ」水平杭値は手押し棒
機に連絡して之を行ふ

ハ、登々年間に於ける選定出炭高

四千噸

二、採集上の危害預防に關する事項

イ、坑内通氣に關する方法又は設備

切り下り坑壁を入氣坑道とし上部水平坑道より三尺層へ風道
を穿ち撿却坑道より入氣を下部水平坑道より撿面を通過せし
め排氣風道に集結す向入、排氣の交又點には風扇を設け必要
に應じ局部扇風機、門扉、強切等の裝置を施し金坑内の氣量
を確保せしむ

ロ、地盤又は坑内の保全其他危害の預防法又は公益の保護に關し特
別の設備又は制限を要するものに在りては其の施設又は制限
に關する事項

採集區域の地盤に在りては全部丘陵地にして深度六百尺以上
に創するを以て特別の施設を爲さざるも坑内採掘時には選定
坑を該し地盤の影響を緩和す、坑内保全に在りては現在採掘
中の田川三尺層との間隔極少なるを以て水平坑道には切替
採掘時には木欄架光項を嚴重に施行し傾壓及落盤を防ぐ
尙就坑頭直下は深度七百五十尺なるも懸梯にて採掘するを
以て之が陷落等の虞れを認めたる場合は支柱式採掘方法を施
し掘進の保全をなすものとす

選定採掘地域内には斷層等は細きものと豫想せらるゝも萬一
地層の陷は崩落又は支柱等により保全を拂す

排水には「タービン」機を用う

公益保護に關する事項に在りては特記すべき事項なし

右選定法第四十四條により提出候也

昭和拾六年六月廿八日

福岡山監督局長

中村 幸八

殿

選擇方法としては切羽に「コンベヤ」水準杭は手押とし揚
揚機に接続して之を行ふ

ハ、ヤケ年間における指定出炭高

四千噸

二、機架上の危害預防に關する事項

イ、坑内超氣に關する方法又は設備

切り下り坑道を人氣坑道とし上部水平坑道より三尺層へ風量
を穿ち鉛鉋坑道より人氣を下部水平坑道より断面を通過せし
め排氣風道に集結す向入、排氣の要又點には風衝を設け必要
に應じ局部風機、門扉、強切等の裝置を施し全坑内の氣量
を調整せしむ

ロ、地表又は坑内の保全其の災害の預防法又は公益の保護に關し特
別の設備又は制限を要するものに在りては其の施設又は制限
に關する事項

採掘區域の地表に在りては全部丘陵地にして深層六百尺以上
に對するを以て特別の施設を爲さざるも坑内採掘部には補充

坑を施し地表の影響を緩和す、坑内保全に在りては在採掘
中の田川三尺層との間隔僅少なを以て水平坑道には導風排
採掘時には木製補充坑を嚴重に施行し側部及落盤を防ぐ
尙竊吹割道直下は深層七百五十尺なるも應拂にて換氣するを
以て之が陷落等の虞れを認めたる場合は支柱式採掘方法を施
し割道の保全をなすものとす

兼定採掘地坑内には斷層等は無きものと豫想せらるゝも萬一
是等の際は胎芽又は支柱等により保全を拂す

排水には「タービン」動力を用ひ

公益保護に關する事項に在りては特記すべき事項なし

右條實施第四十四條により提出候也

昭和拾六年六月廿八日

福岡縣山笠會局長

中村 幸八 殿

追加 鐵 道 築 築

鐵 道 築 築 者 興 石 炭 株 式 會 社
代 表 者 入 交 太 郎
鐵 道 代 理 人 松 本 清 治

一、登 録 番 號 關 西 縣 探 採 權 發 給 第 七 五 九 號

一、鐵 道 所 在 地 關 西 縣 田 川 郡 田 川 町、津 田 町、大 任 村 地 内

一、鐵 道 の 名 稱 島 越 鐵 道 (其 口 名 島 越 二 坑)

一、鐵 道 名 石 炭

一、鐵 道 築 築 の 要 旨

島 越 二 坑 現 在 探 採 中 の 田 川 三 尺 層 より 切 下 り 田 川 四 尺 層 を 探 採 する 物 と す

一、探 採 に 關 する 事 項

イ、主 要 な る 鉄 層 の 位 置、名 稱、走 向、傾 斜 及 厚 さ

別 紙 圖 面 の 位 置 に 露 頭 し 走 向 は 平 均 日 五 拾 五 度 に して 傾 斜 は 希 少 層 乃 至 冷 至 層 迄 な り

鉄 層 は 上 部 より

竹 登 五 尺 層 厚 四、九 尺 (内 炭 丈 三、三 尺) 探 採 期 間 石 炭 層

竹 谷 三 尺 層 同 八、〇 尺 (同 六、一 尺) 同

竹 谷 尺 餘 層 同 五、〇 尺 (同 二、五 尺) 同

新 八 尺 層 同 八、〇 尺 (同 〇、〇、九 尺) 同

田 川 八 尺 層 同 八、五 尺 (同 六、八 尺) 古 河 鐵 道 築 築

田 川 三 尺 層 同 五、三 尺 (同 五、〇 尺) 共 興 石 炭

田 川 四 尺 層 同 八、八 尺 (同 四、七 尺) 同

内 探 採 目 的 鉄 層 は 田 川 四 尺 層 な り

ロ、探 採 の 方 法

田 川 三 尺 層 撈 卸 坑 鐵 道 示 の 側 所 より 切 下 り 撈 卸 坑 道 と し 兩 側 三 十 間 毎 に 水 平 軌 道 を 設 け 長 鐵 道 と し「島 越」を 以 て 探 採 を な す

追加建築施案

建築指導

共同石炭株式会社

建築代理人

代表者 入交 太 蔵

松本 清 治

一、登録書製 福岡縣探検部長後第七五九號

一、調査所在地 福岡縣田川郡川崎町、藤田町、大任村地内

一、調査の名稱 馬場遺跡

(統口名 馬場二坑)

一、建築名 石炭 炭

一、建築案の要旨

馬場二坑現在採掘中の田川三尺層より切り下り田川四尺層を
採掘するものとす

一、採掘に關する事項

イ、主要なる炭層の位置、名稱、走向、傾斜及厚さ

別紙圖面の位置に關し走向は平均五拾五度にして傾斜は約
四度乃至拾五度なり

炭層は上部より

竹谷五尺層 厚サ四、九尺 (内炭文三、三尺) 採掘 炭層

竹谷三尺層 同八、〇尺 (同六、一尺) 共 同 石炭層

竹谷尺餘層 同五、〇尺 (同二、五尺) 同

新八尺層 同八、〇尺 (同〇、〇、九尺) 同

田川八尺層 同八、五尺 (同六、八尺) 古 河 炭 層

田川三尺層 同五、三尺 (同五、〇尺) 共 同 石炭層

田川四尺層 同八、八尺 (同四、七尺) 同

内採掘目的炭層は田川四尺層なり

ロ、採炭の方法

田川三尺層撿卸坑置圖示の側所より切り下り撿卸坑壁とし兩側
三十間毎に水平坑道を設け長壁掘とし「鶴嘴」を以て採炭を
なす

を用ひ操縦をなす

田川三尺層、田川四尺層間は層間値なるを以て四尺層に水平坑道を設け三尺層へは垂直切上り坑道を採り操縦をなす、運搬には尺無層、田川四尺層に在りては切羽に「コンベヤー」水平坑道は手押と田川三尺層は手押に「ドン」の操縦あるを以て切羽は荷運搬を使用し水平坑道は手押とし操縦機に連絡して之を行ふ

ハ、管ヶ年間における釐定出炭高

貳拾五萬六千噸（島越一坑、六萬噸、二坑、七萬噸、三坑、拾貳萬噸、御木坑六千噸）

イ、坑内通氣に關する方法又は設備

別紙圖面の通り本師及排氣師を擁護し適宜の位置に於て兩師を供給し通氣を附り必要に應じ局部扇風機、門扉、吸切等の装置を加し全坑内の氣量を循環せしむ而して局部一坑は更に坑外に

設備ある七〇、〇〇〇立方「シロツコ」式扇風機により局部二坑にありては五〇、〇〇〇立方「シロツコ」式扇風機により局部三坑にありては一五〇、〇〇〇立方「シロツコ」式扇風機によりて通氣を良好ならしむ而し排氣の交叉點には風機を設け
ロ、地盤又は坑内の保全其他危害の豫防法又は公益の保護に關し特別の施設又は制限を要するものによりては不施設又は制限を關する事項

地盤に在りては各層共大半は丘陵地に於て田面、家屋等にありては直下六百尺以上に達するを以て特別の施設は爲さるも坑内採掘部には採光坑を施し地盤の影響を緩和す

尙田川三尺層採掘指定區域の南部に溜池あるも該溜池は現在傾斜地として大半既に埋もり溜池はなく畑地となり居るものにして目下効用廢止を申請中なり

坑内保全に在りては切羽面には荷運搬を採掘部には採光坑、木頭等を施し各坑道には必要に應じ軌材を以て切替打柱等を施

を用ひ換装をなす

田川三尺層、四四尺層間は層間値なるを以て四尺層に水平坑値を計け三尺層へは積宜切上り坑値を採り採和をなす、無取には尺無層、田川四尺層に在りては切羽に「コンベヤ」水平坑値は手押とし田川三尺層は各所に「ドン」の腰値あるを以て切羽は荷負能を使用し水平坑値は手押とし捨離機に連絡して之を行ふ

ハ、登々年間に於ける發定出興高

貳拾五萬六千噸（馬越一坑、六萬噸、二坑、七萬噸、四三坑、浴貳萬噸、杉木坑六千噸）

二、採掘上危險預防に關する事項

イ、坑内空氣に關する方又は設備

別断面の通り本創及採掘部を通過し適宜の位置に於て兩創を始終し空氣を計り必要に應じ扇風機、門扉、吸切等の設備を施し金坑内の空氣を循環せしむ而して馬越一坑は更に坑外に

設備ある七〇、〇〇〇立方「シロツコ」式扇風機により馬越二坑にありては五〇、〇〇〇立方「シロツコ」式扇風機により馬越三坑にありては五〇、〇〇〇立方「シロツコ」式扇風機によりて空氣を良好ならしむ尙人排氣の交互點には風機を計け地表又は坑内の採金其他事務の強防法又は公益の保護に關し特別の施設又は制限を要するものによりては其施設又は制限を要する事項

地表面に在りては各層共大半は丘陵地にして田面、家屋等にありては直下六百尺以上に達するを以て特別の施設は爲さざるも坑内採掘部には積充堀を施し地表の影響を緩和す

銚田川三尺層採掘預定區域の周囲に懸崖あるも該懸崖は現在僅量用地として大半はにて埋り溜水は全く知地となり居るものにして目下効用截止を申請中なり

坑内採金に在りては切羽面には荷負能を採掘部には積充堀、木頭等を施し各坑道には必要に應じ松材を以て切羽打柱等を施

建築施設

建築者 共同石灰製造株式會社
代表者 入交太蔵
建築代理人 松本清治

一 登録番 縣國師授登録七五九號

一 建築所在地 縣國師田川郡川崎町、藤田町、大任村地内

一 標山の名稱 島根炭礦

一 標 名 石 炭 (坑口名、島根一坑、同二坑、同三坑、榎木坑)

一 島根一坑は竹谷尺無層を島根二坑、同三坑、榎木坑は田川三尺層同

四尺層を採掘するものとす

一、採炭に關する事項
イ、主要なる炭層の位置名稱、走向、傾斜及厚さ

各炭層其別断面圖の位置に標頭し走向は平均百五拾五度にして傾斜約四度乃至拾五度なり

炭層は上部より

竹谷五尺層 厚さ 四、九尺 (内炭支三、三尺) 共同石灰

竹谷三尺層 同 八、〇尺 (同 六、六尺) 同

竹谷尺餘層 同 五、〇尺 (同 二、五尺) 同

新八尺層 同 八、〇尺 (同 〇、九尺) 同

田川八尺層 同 八、五尺 (同 六、八尺) 古河合名

田川三尺層 同 五、三尺 (同 五、〇尺) 共同石灰

田川四尺層 同 八、八尺 (同 四、七尺) 同

内採掘目的炭層は竹谷尺餘層、田川三尺層、同尺無層なり

ロ、採炭の方法

各坑共輪郭兩側參拾間毎に水平坑道を設け長壁採とし火藥及數

炭機(「コールカッター」「コンプレッサー」)又は、「鑄嘴」

二、操業上の危害預防に關する事項

イ、坑内の通氣に關する方法又は設備

通氣方法は本卸坑道を人氣坑道とし運卸坑道を排氣坑道とし自然通氣に依るものとし本卸坑道よりの入氣を兩原飯張風仕切り等を通所に設け各田片よりの分岐入氣せるを奥部即ち採掘切羽面より各所屑部に設ける風道より運卸坑道に集め排氣をすものとし飯張局所に在り通氣困難を生じたる場合は小堀局部風機を設け通氣の確保を計るものとす

坑壁又は坑内の保金其他危害の預防又は公金の保護に關し特別の施設又は要限に關する事項

採掘跡に對する地表又は坑内の保金としては松材を使用棒入柱打木工機掘機又は充填をなすものとし屑内廢跡にドンの浸蝕ありて魁も崩記の如く自然取り壊されたるものの安全柱となり而して採掘する大部分は山丘下なるを以て公金に對する施設とし

て特別の施設要限の要なきものとし又舊採掘跡に接近する場合は沿間以上の間壁を置き斷絶區孔に依り離隔し以つて危害をなからしむるものとす

右諸辦法施行細則第四十四條に依り礦業地業案提出候也

二、採集上の危害預防に關する事項

イ、坑内の通氣に關する方法又は設備

通氣方法は本師坑道を入氣坑道とし、逆師坑道を排氣坑道とし、自然通氣に依るものとし、本師坑道よりの入氣を門扉板壁部風仕切り等を場所^ニに設け、各面片よりの分岐入氣せるを奥部^ニも採掘切羽面より各所^ニ設ける風道より逆師坑道に集め排氣なすものと、竝行局所に在り通氣困難を生したる場合は小窓局部風口^ニを設け通氣の條を許るものとす

ロ、地表又は坑内の保全、其他危害の預防又は公益の保護に關し、特別の施設又は制限に關する事項

採掘時に對する地表又は坑内の保全としては、松材を使用、幹入柱、打木工^ニ、保護^ニ又は充填をなすものと、層内^ニ、層所にドン^ニの浸蝕ありて、即ち前記の如く自然取り残されたものの安全柱となり而して採掘する大部分は山丘下なるを以て公益に對する^ニ施設とし

て特別の施設^ニ、制限の必要なきものと、又舊採掘時に接近する場合は拾同以上の間隔を置き、漸進掘孔に依り掘進し、以つて危害をなからしむるものとす

右の要法施行規則第四十四條に依り、採集施設案提出候也

昭和八年二月十七日

關西縣淡田町

關西縣株式會社

鐵道代理人 石

丸 政 太 郎

關西鐵山監督局長

原 佐 一 殿

追加調査結果

發見遺跡

關西縣淡田町發見第三六三、三七五號

發見所在地

關西縣淡田町新井外二村地内

發見遺跡

大峰長坑（高田二坑）

發見遺跡名 石 炭（燐石）

一、採炭に關する事項

イ、主要なる炭層の位置名稱走向傾斜及厚さ

炭層の位置發見地點 直木福縣三角點より東方約六十度百八十間

の位置に露し凡そ百五十度に走向す傾ち別添圖示の通りとし大正十一年四月提出施行案と同一のものとし省略す

ロ、採炭の方法

鐵道編號第十二號より方位三百二十六度距離百八十間の位置に
掘卸坑口を又其の坑口より直角必路拾壹間五分に掘卸坑口を掘
鑿し併行に仰方位三十五度に掘鑿するものとし然して圖示の如
く左右に片無枝道を設け其の片無枝道の間隔は各三十間とし此
の間を片無枝道に掘鑿をなし其道の出入は切缺き棒打柱をなし
棒切羽面は打柱荷せ棒木工復強固等を施すものとす採炭に總嘴
にて手堀とし岩石は爆藥を用ひ破砕す本岩層はドンの侵蝕あり
て此の部分は取り廻されて自然に炭柱の型をなし保安柱となす
ものとす排水にありては掘鑿所に水を集め電力により排水なす
ものとす

ハ、一ヶ年間に於ける豫定出炭高

二千噸

昭和八年二月十七日

福岡縣船田町

廣内製藥株式會社

總代理人

石

光

政

太

郎

福岡縣山笠會局長

原 佐 一 殿

追加 御 藥 施 藥 案

登 録 番 號 福岡縣探採掘登録第三六三、三七五號

礦區所在地 福岡縣田川郡川崎村外二村地内

礦山名稱 大峰炭坑（島嶼二坑）

礦 體 名 石 炭（備石）

一、採炭に關する事項

イ、主要なる炭層の位置名稱走向傾斜及厚さ

炭層の位置 福岡縣馬場 原木區第三角點より東方約六十度百八十間

の位置に處し凡そ百五十度に走向す即ち別添圖示の通りとし大
正十一年四月提出施行案と同一のものとす省略す

ロ、採炭の方法

福岡縣第三十二號より方位三百二十六度距離百八十間の位置に
給卸坑口を又其の坑口より直角必給卸間五分に延卸坑口を開
鑿し併行に卸方位三十五度に築造するものとし然して圖示の如
く左右に片無坑道を設け其の片無坑道の間隔は各三十間とし此
の間を片無坑道に横炭をなし坑道の神入は切缺き併打柱をなし
神切羽面は打柱寄せ神木工發掘頭部を造すものとす採掘に轉嘴
にて手堀とし若石は懸懸を用ひ破砕す本岩層はドンの浸蝕あり
て此の部分は取り殘されて自然に炭柱の形をなし保安柱となる
ものとす排水にありては御嶺所に水を集め電力により排水をす
ものとす

ハ、一ヶ年間に於ける預定出炭高

二千噸

盤縛に採炭をなし坑道の挿入は切替打柱をなし切替羽面は打柱、荷負、木工機硬質等を施すものとす採掘は蟻咬にての平掘とし岩石は爆薬を用ひて破砕す本炭層は「ドン」の浸蝕ありて此の部分を取掘され自然に炭柱の面をなし保安柱となるものとす、排水にありては卸通所に水を兼ね電力により排水なすものとす

ハ、一ヶ年間に於ける鑿定出炭高 六萬噸

二、採掘上の危害預防に關する事項

イ、

通氣方法は本卸放道を入氣坑道とし逆卸放道を排氣坑道とし坑口に扇風機を設け機力通氣に依るものとす本卸放道よりの入氣を門扉板強隔風、仕切等を通所に設け各巷片より分岐入氣せるを奥部即ち採炭切羽面より各所扇面に設ける風道より逆卸放道に集め排氣なすものとす扇風所に在り通氣困難を生じたる場合は小取扇部扇風機を設け通氣の改良を計るものとす

坑内照明はガスヤツプ燈を使用

ロ、

地表又は坑内の保全其の低危害の救助又は公益の保護に關し特別の施設又は制限に關する事項
採掘後に對する坑内の保全としては松材を使用挿入柱打木工機硬質又は充填をなすものとす萬層内附所に「ドン」の浸蝕ありて前述の如く自然取掘されたるもの安全柱となり而して採掘する大部分は山崩下なるを以て公益に對する施設として特別施設制限の要なきものとす

右鑿炭法施行細則第四十四條に依り創業地業權者提出候也

鐵棒に採炭をなし坑道の挿入は切鉄棒打柱をなし挿切斜面は打柱、荷重、木工積炭積棒等を施すものとす採掘は鶴嘴にての平面とし岩石は鑿炭を用ひて破砕す本炭層は「ドン」の標識ありて此の部分は取廢され自然に炭柱の頭をなし保安柱となるものとす、排水にありては卸道所に水を無め電力により排水をすものとす

ハ、一ヶ年間に於ける豫定出炭高 六萬噸

二、採炭上の危険預防に關する事項

イ、坑内の通氣に關する方法又は設備

通氣方法は本卸坑道を人氣坑道とし逆卸坑道を排氣坑道とし坑口に扇風機を設備動力通氣に依るものとす本卸坑道よりの人氣を門扉板張扇風、些切等を適所に設け各曲片より分岐入氣せるを異部即ち採炭切羽面より各所別部に設ける風道より逆卸坑道に集め排氣なすものとす礦局所に在り通氣困難を生じたる場合は小派局部扇風機を設け通氣の改良を計るものとす

坑内照明は5キヤツプ燈を使用

ロ、地表又は坑内の保全其の危険箇の預防又は公益の保護に關し特別の施設又は制限に關する事項

採掘後に對する坑内の保全としては松材を使用挿入柱打木工積炭積又は充填をなすものとす某層内體所に「ドン」の標識ありて前述の如く自然取廻されたるもの安全柱となり而して採掘する大部分は山岳下なるを以て公益に對する施設として特別施設制限の要少なきものとす

右諸要法施行細則第四十四條に依り採炭施設提案提出候也

昭和拾五年三月

關西縣田川郡新田町吉河合名會社

營業代理人 末 次 猛

關西縣田川監督局長

中村 幸八 殿

追加調査地案

發見者 關西縣採掘發見第三六三、七五九號

發見所在地 關西縣田川郡川崎町、新田町、大任村地内

礦山名稱 大峰炭礦 局第三坑

礦體名 石炭 (燐石)

一、採炭に關する事項

イ、主要なる炭層の位置名稱走向、傾斜及厚さ

炭層の位置 礦區基點安永山陸軍三角點より西方約二百三十六度

二百七拾間の位置に經し凡そ百五拾度の走向にて傾斜平均拾五度厚さ五尺の田川三尺層にして本層は現在奥谷坑に於て探掘中なるも奥谷坑は礦區北側に位置せるを以て中央部及南側の探掘には坑内運搬通氣方法等著しく不利ななり依つて奥谷坑と連絡をとりつゝ中央部を容易に探掘すべく舊燐石坑を復活するものにして以下に示す発卸坑道並に運卸坑道は舊坑道を補完促進するものなり舊燐石坑掘坑目的は田川四尺無煙炭無く燐石のみにて當時燐石炭不用の爲探掘せず依つて旧片等は漸進するに至らず中止せしものなり

探炭の方法

礦區標杭第九號より方位百拾一度距離二拾三間の位置に発卸坑口を又其の坑口より直徑心互希壹間五合に運卸坑口を開鑿し併行に卸方位六拾度に開鑿するものとし然して圖示の如く左右に片經坑道を設け其の片經坑道の間隔に各三拾間とし此の間を片

昭和拾五年三月

福岡縣田川郡添田町古河合名會社
創業代理人 水 次 猛

福岡縣山監督局長
中村 孝 八 殿

追加營業地樂案

登錄番號

福岡縣採掘權登錄第三六三、七五九號

礦區所在地

福岡縣田川郡川崎町、添田町、大任村地内

礦山名稱

大峰炭礦 烏堀三坑

礦種名

石 炭 (備石)

一、採炭に關する事項

イ、主要なる炭層の位置名稱走向、傾斜及厚さ

炭層の位置福岡縣添田安永山陸軍三角點より西方約二百三十六度

二百七拾間の位置に露し凡そ百五拾度の走向にて傾斜平均拾五度厚さ五尺の田川三尺層にして本層は現在奥谷坑に越て採掘中なるも奥谷坑は福岡北側に位置せるを以て中央部及南側の採掘には坑内通掘通氣方法等著しく不利益なり依つて奥谷坑と連絡をとりつゝ中央部を容易に採掘すべく舊備石坑を復活するものにして以下に示す採卸坑並に採卸坑道は舊坑道を相促掘進するものなり舊備石坑開放目的は田川四尺無煙炭無く備石のみにて當時備石炭不用の爲採掘せず依つて曲片等は掘進するに至らず中止せしものなり

ロ、採炭の方法

福岡縣第九號より方位百拾一度距離二拾三間の位置に採卸坑口を又其の坑口より直徑心五拾壹間五合に延卸坑口を開鑿し併行に卸方位大拾度に掘進するものとし然して圓形の如く左右に片盤坑道を設け其の片盤坑道の間隔に各三拾間とし此の間を片

二 採集上ノ危険豫防ニ關スル事項

(イ) 坑内ノ通氣ニ關スル方法又ハ設備

通氣方法ハ本邦坑道ヲ入坑坑道トシ通氣坑道ヲ採氣坑道トシ自然採氣ニ依ルモノトシ本邦坑道ヨリノ入氣ヲ門扉根柢地風仕切リ等ヲ通氣ニ設ケ各出口ヨリノ分岐入氣セルヲ奥部箇子控風切お面ヨリ各所別能ニ設ケル風道ヨリ通氣坑道ニ掘メ採氣ナスモノトシ竊ニ開所ニ存リ通氣困難ヲ生シタル場合ハ小室周廻扇風機ヲ設ケ通氣ノ恒長ヲ計ルモノトス

(ロ) 地表又ハ坑内ノ保全其他害ヲ豫防又ハ公益ノ保護ニ關シ特別ノ施設又ハ制限ニ關スル事項

採掘場ニ對スル地表又ハ坑内ノ保全トシテハ松材ヲ使用輸入柱打木工種使用又ハ充填ヲナスモノトシ坑内開所ニドレン⁽¹⁾管アリテ雨水前部ノ如ク自然取り殘サレタルモノノ安全柱トナリ而シテ埋掘スル大部分ハ山丘下ナルヲ以テ公益ニ對スル施設トシテ特別ノ施設制限ノ要少ナキモノトシ又舊採掘場ニ接近スル場合ハ坑内以上ノ距離ヲ附合距離數凡ニ倍リ増進シ以テ危害ヲナカシムルモノトス

藏内鑛業株式會社

右鑛業法施行規則第四十四條ニ依リ鑛業施設案提出也



姓

共同石灰株式會社
代表者 入 交

松本清治

一登錄番號 編同縣採登第七五九號

一領區所在處 關西縣田川郡川崎町、酸田町、大任村地内

一嶺山ノ名馬鳥類図説

（筑口名島郡一坑、全二坑、全三坑、榎木坑）

一修名石貴

一、傾瀉地獄空ノ冥府

一、應選一姓ハ竹竿尺無碍ヲ島嶼二姓、全三姓、樺木院ハ田川

三尺滿全四尺層ヲ掇廻スルモノトス

一、採購二、關及事項

共 共 同 石 炭
後 式 會 社

島 廻 炭 坑

共四石見
按式會社

(4) 主要ナル要素ノ位置、名称、走向、傾斜及厚サ

各炭層共別紙開面ノ位置ニ對照シ走向ハ平均百五拾五度

ニシテ傾斜拾四度乃至拾五度ナリ

炭層ハ上部ヨリ

柔担

竹谷五尺層 厚号 四・九尺（内長丈三・三尺）共同石段

竹谷三尺屬全 八・〇尺（全六・〇尺）全

竹谷尺無層全五・〇尺一・全二・五尺全

新八尺層全 八・〇尺（全 〇・九尺） 全

田 八尺 全 八・五尺（全 六・八尺）古河倉名

田川三尺層 全五・三尺（全五・〇尺）共同石炭

田圃四尺曆 全一八・八尺（全四・七尺） 全

内經掘日の炭層ハ竹叁尺無層、田川三尺層、全四尺層ナリ

(四) 煙囪ノ方法

各坑與煙囪間備有檢問箱ニ水平坑道ヲ設ケ長壁拂トシ火
藥及檢問箱(「コールカッター」「コンプレッサー」)
又ハ、ブルバシヲ用ヒ採炭ヲナス

田川三尺層、全四尺層間ハ層間置ナルヲ以テ四尺層ニ水
平坑道ヲ設ケ三尺層ヘハ適宜切上リ坑道ヲ掘リ採炭ヲナ
ス、運搬ニハ尺年層、田川四尺層ニ在リテハ切羽ニ「コン
ペヤー」水平坑道ハ手掘トシ田川三尺層ハ各所ニ「ドン」
ノ浸蝕アルヲ以テ切羽ハ將其他ヲ使用シ水平坑道ハ手掘
トシ採炭機ニ運轉シテ之ヲ行フ

同窓ヶ年間ニ於ケル檢査出炭高

成拾五萬六千萬(島田一坑、大瀧助全二坑七萬萬、全三

坑合計五萬六千萬)

共

島田炭坑

島田炭坑

坑道或運搬、運木坑六千萬)

二、地盤上危害預防ニ關スル事項

(四) 坑内通氣ニ關スル方法又ハ設備

別紙圖面ノ通り本館及採炭機ヲ通過シ適宜ノ位置ニ於テ
兩脚ヲ始終シ通氣ヲ計リ必要ニ應ジ局部風機、門扉、
浸切等ノ設備ヲ施シ全坑内ノ氣量ヲ循環セシム而シテ島
田一坑ハ更ニ坑外ニ設置アル七〇、〇〇〇立方「シロツコ」
式風機ニヨリ島田二坑ニアリテ「五〇、〇〇〇立方」シ
ロツコ」式風機ニヨリ島田三坑ニアリテ「一五〇、〇〇
〇立方」シロツコ」式風機ニヨリテ通氣ヲ良好ナラシ
ム、吸入通氣ノ受又島田ニハ風機ヲ設ケ

(四) 地盤又ハ坑内ノ災害其危害ノ預防法又ハ公衆ノ保護ニ關

シ特別ノ施設又ハ制限ヲ要スルモノニ在リテハ其施設又ハ制限ニ關スル事項

地表ニ在リテハ各層共大半ハ丘陵地ニシテ田圃、家屋等ニアリテハ直下六百尺以上ニ達スルヲ以テ特別ノ施設ハ爲サズルモ坑内探掘跡ニハ必要事項ヲ施シ地表ノ影響ヲ緩和ス

前田川三尺層探掘豫定區域ノ西部ニ附屬アルモ該附屬ハ現在礦業用地トシテ大學田ニテ掘モリ溜水ハナク恒地トナリ層ルモノニシテ目下効用廢止ヲ申請中ナリ

坑内保全ニ在リテハ切羽面ニハ荷重ヲ探掘跡ニハ掘充堀、木構等ヲ施シ各坑道ニハ必要ニ應ジ松材ヲ以テ切羽挿打柱等ヲ施シ兩側ニハ木構又ハ壁障等ニヨリ傾壓及落

盤ヲ防グ

共

共同不況
採式會議

島廻炭坑

前尺無層ハ圖示ノ如ク有探掘跡（五尺層）トノ間隔百尺程度ナルヲ以テ斷層等ニ接當ノ際ハ斷柱又ハ機柱等ヲ以テ保全ヲ講ズ 排水ニハ「タービン」噴霧ヲ用フ
公益保護ニ關スル事項ニ在リテハ特記スベキ事項ナシ
右礦業法施行規則第四拾四條ニヨリ提出候也

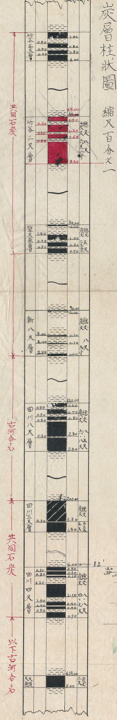
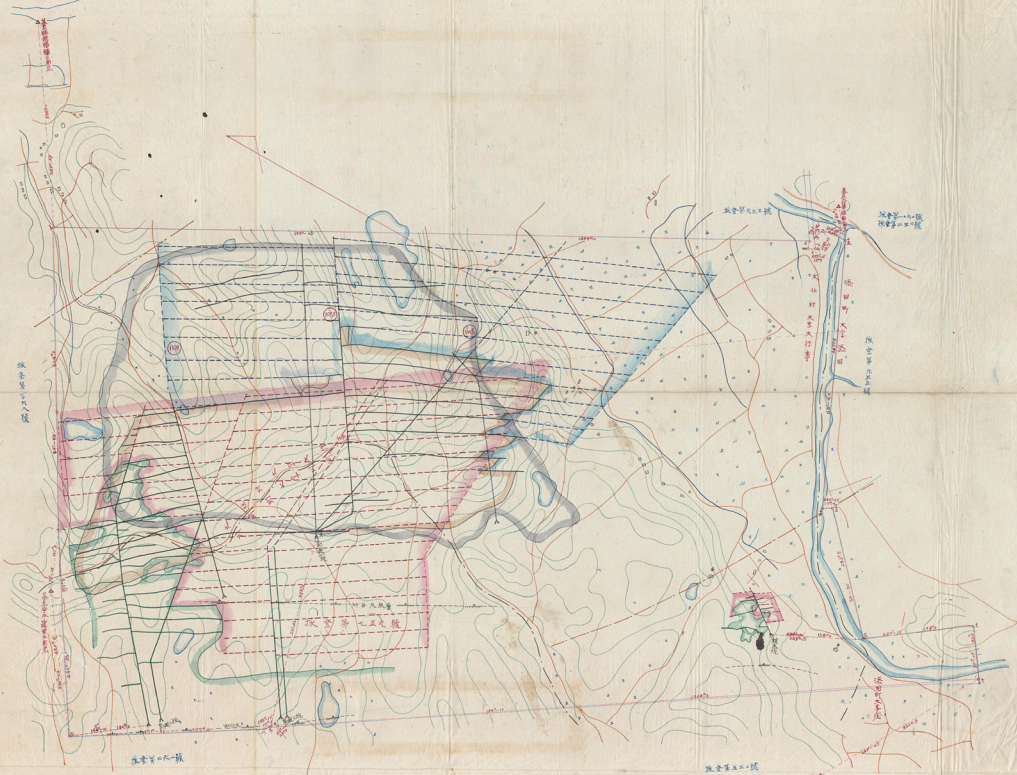
昭和拾五年八月拾日

福岡鐵山監督局長

中村 幸 八 殿

採掘權登記第七五九號
 鑛業施業案添附圖

縮尺六十分之一



地質柱狀圖 (縮尺六十分之一)

昭和拾五年三月 日

福岡縣田川郡赤田町 右列各名會社

鎮業代理人 木次 猛

福岡鎮山監督局長 中村幸八殿

追加鎮業施業宗 三六五號

登錄香號 福岡縣採掘權登錄簿 七五九號

鎮區所在地 福岡縣田川郡川所赤田町大佐村北内

鎮山名称 大峰炭鎮 島廻三坑

鎮種名 石炭(燐石)

一採炭三開スル事項

山主要ナル炭層ノ位置名林走向傾斜及厚さ

炭層ノ位置 鎮區基点より陸軍三南官署西

共 島廻炭坑

二百五十六度二百七拾間ノ位置ニ露シ凡自五拾度走向ニ傾

平均拾度厚五五人田川又層ニテ本層現在奥谷坑ニ於

採掘中十宅奥谷坑ニ鎮區北側ニ位置セ也又テ中央部及

南側採掘ハ坑内運搬通気方法等若シテ不利益ナリ

係テ奥谷坑ト連絡ヲスル中央部ニ炭層ハ自燐石

坑ヲ侵蝕スルモノシテ下ニ入ル格即此道ニ連通即坑道ハ旧坑

道ヲ補便強進スルモノナリ旧燐石坑開坑目的ハ田川四又

無煙炭無名燐石ノニテ當時燐石炭不消ノ爲採掘セズ依

ツテ曲尾等ハ掘進スル至又中止セモノナリ

四 採炭ノ方法

鎮區採坑九號ノノ方位有格度距離森間ノ位置是即

坑口又長坑口ノ近念五拾吉間各連通即坑口開鑿ニ併



鑛区圖入

昭和 年 月 日

福岡縣 四川郡 川崎町

共興石炭
株式會社

島 廻 炭 坑

電話（川崎局）八番

採掘權登錄第
三五九號

三六三號

追加鑛業施業案添付品 尺度六十分一



採掘權登錄第七五九號

鑛業施業案添附圖

縮尺六千分之一

坑內圖

採登七五九號地質圖本載面圖

採掘權登錄第七五九號

鑛業施業案添附圖

坑外圖

縮尺六千分の一

印鑑16 *ppp*

控

所長

詠

張

假地

寫

井岡山炭礦
株式會社
總發行所

鎮 築 地 築 案

鎮 築 署 入 交 太 腹
鎮 築 代 理 人 松 下 明

「登録番號」

福岡縣築地振興會第七五九號

「鎮區所在地」

福岡縣山形郡川崎町、大任村地内

「鎮田ノ名稱」

島越原鎮（第一班、第二班、第三班、柳木班）

「鎮 種 名」

石 炭 炭

「地 産 案ノ要旨」

第一班ハ竹谷尺産地ヲ採掘シ第二班及第三班ハ田角三尺層及

田角四尺層ヲ採掘スルモノトス

右鎮築法施工規則第四條ニ依リ提出候也

昭和貳拾年拾貳月拾日

九州地方鎮田局長

眞 邊 康 郎

「在賣ニ關スル事項」

1) 主要ナル炭層ノ位置、名稱、走向、傾斜及厚サ

別紙添附圖ノ通り、露頭シ炭層ノ走向ハ平均百五拾五度、傾斜ハ

約四度乃至五度ナリ

炭層名	出丈(尺)	炭丈(尺)	採掘備考
竹谷五尺層	100	100	共同右炭礦株式會社
竹谷尺層	100	100	全
新八尺層	100	100	全
田川八尺層	100	100	古河炭礦株式會社
田川三尺層	100	100	共同右炭礦株式會社
田川四尺層	100	100	全

2) 概算炭量及月往指炭量

(1) 概算炭量

昭和二十年九月末現在

炭層名	露頭面積(坪)	炭層面積(坪)	炭層炭量(噸)
竹谷五尺層	100	100	100
竹谷尺層	100	100	100
田川三尺層	100	100	100
田川四尺層	100	100	100
計	100	100	100

(2) 採掘炭量

昭和二十年九月末現在

炭層名	露頭面積(坪)	採掘面積(坪)	炭層炭量(噸)
竹谷五尺層	100	100	100
竹谷尺層	100	100	100
田川三尺層	100	100	100
田川四尺層	100	100	100
計	100	100	100

(備考) 炭量ハ百位以下四捨五入ス

3) 採掘ノ計畫及方法

坑口名	位置	面積(坪)	坑口ノ關係	採行炭層名	備考
第一坑	田川郡川崎町大字川崎	13	七三度四五分	竹谷尺層	
第二坑	全	15	四二度十分	田川三尺層	
第三坑	全	13	三六度十分	田川四尺層	
榎木坑	田川郡大任町大字大任	10	一七五度〇分	全	

第一坑ハ側面掘削ヲ行ヒ方位七拾五度四拾五分、水平距離參百拾五
間ノ位置ニ現ルヲ以テ數ヶ竹竿尺津着ノ點ヲ以テ本坑坑道ヲ掘削シ之ニ倂
行シテ御氣坑道ヲ開鑿スルモノトス

本坑坑道ヨリ左右ニ御氣坑道ノ如ク七拾米ノ間隔ヲ以テ片磐坑道ヲ設
ケ兩片磐間ヲ御面トシ火藥及鐵炭及鑛孔ニハ「コンプレッサー」ヲ使
用シ兩端式長壁法或ハ過却式長壁法ニ依リ採炭ス、採炭ハ帶狀採炭ヲ
行ヒ充填面ハ自然崩落セシムルモノナリ、切削面ニハ荷重ヲ施シ坑道
ニハ切欠木柵ヲ施ス

本坑ニ於ケル將來ノ採掘計畫ハ御氣坑道ノ如ク右部採掘ニ當リテ現在
ノ御面石下一片ヲセハ一米掘進シ之ヲ主要掘進坑道トシ九片ヨリ掘進
シタルモノヲ石部御氣坑道トシ、要ニ翼部ヲ設置ノ上左右ニ七拾米間
隔ヲ以テ片磐坑道ヲ掘削ナレ以下掘削間隔ノ方法ヲ以テ採掘ス

左部ノ採掘ニ當リテハ舊竹各五尺層坑道ヲ取廻ケ坑口ヨリ「一」米ノ位
置ニ於テ御面トシ後斜谷九度ヲ以テ切下リ、目的層ニ接近ナシ其レヨ
リ岩盤坑道ニテ掘進ス、掘進方法ニ付テハ別記圖一採炭トス

第二坑ハ側面掘削五拾ヨリ方位百四拾五度拾分、水平距離百拾六間ノ
位置ニ坑口ヲ設ケ出川三尺層及山用四尺層ヲ採掘スルモノニシテ出川三
尺層ヲ以テ本坑坑道ヲ掘削スルモノナレド斷層等ノ關係ニ依リ一部出川
四尺層ヲ掘進スルコトアリ、主要御氣坑道ハ採掘ヲ利用スル爲メ一部
曲折スルヲ免レズ本坑坑道ヨリ五拾米乃至六拾米ノ間隔ヲ以テ左右ニ片
磐坑道ヲ設ケ採掘ニ付テハ火藥、鑛明等ヲ使用シ柱房式又ハ片磐採
炭スルモノトス、採炭ハ打柱、荷重柵或ハ空木柵、實木柵等ヲ更互ニ施
工シ災害ノ防止ニ努ム又層中ニ侵蝕シタル「ドン」ハ自然ニ取換ヤレ將
來ノ保安性トナル

出川四尺層ノ採掘ニ當リテハ片磐坑道（出川三尺層）ノ掘立ヨリ四拾米
乃至五拾米ノ位置ニ於テ層内ニ岩右立人坑道ヲ掘削シ目的層ニ着炭セ
シメ兩片磐間ヲ御面トシ（五拾米乃至六拾米）採炭スルモノトス

而シテ之ヲ採炭ニハ火藥、鑛明等ヲ使用シ鑛孔ニハ「コンプレッサー」
ヲ用ヒ兩端式長壁法又ハ過却式長壁法ニ依リ採掘スルモノトス

採炭ハ帶狀採炭ヲ行ヒ充填面ハ自然崩落セシム、切削面ニハ荷重柵、
打柱等ヲ施シ坑道ハ切欠木柵ヲ施スモノナリ、將來ノ計畫ハ別記掘削圖
ノ如クニシテ特筆スベキ事項ナシ

第三坑ハ横直掘削を要スリ百拾壹度〇分、水平距離貳拾參間ノ位置ニ坑口ヲ設テ第二坑ノ部ニ於テ掘削シタルモノト同一方法ナリ

而シテ掘削際ニ示セル如ク中央部分及ビ右部ノ田川三尺層、田川四尺層ヲ探掘セントスルモノナリ、主要採掘坑道ハ本坑ヨリ貳拾壹米、銅卸側ニ於テハ銅卸ヨリ參拾七米ノ距離ヲ以テ掘鑿スルモノトス

根本坑ハ銅礦標拾壹ヨリ參百貳拾壹度〇分、水平距離百七拾五間ノ位置ニ於テ坑口ヲ設テ田川三尺層及田川四尺層ヲ探掘スルモノニシテ其ノ方法ハ第二坑ニ於ケル田川三尺層ノ場合ト同方法ナリ

同一坑ニ於ケル掘削方法

坑別		層別	出炭量(地)
第一坑	竹谷尺	第一層	110000
第二坑	田川尺	第二層	110000
第三坑	田川尺	第三層	110000
根本坑	田川尺	第四層	110000
計			440000

運搬ニ關スル計畫

第一坑ニ於ケル運搬方法ハ「チエンコンベヤ」又ハ「ローカーコンベヤ」ニ依リ切創運搬ヲナシ炭田ニ人レ片斷坑道ヲ手押ニテ捲立ニ至リ之ヲ主要採掘機ニ連絡シテ坑外ニ搬出スルモノナリ

銅卸石部ハ右下一片ノ片斷坑道ヲ依賴トシ之ニ坑内エンドレスヲ設置シ石部採掘機ヲ銅卸迄運搬シタル後主要採掘機ニ連絡シテ坑外ニ搬出スルモノナリ 左部ニ於ケル運搬方法ハ前記同様ニシテ特筆スベキ事項ナシ

第二坑ニ於ケル田川三尺層ハ鐵又ハ「スラ」ニテ切創運搬ヲナシ人力ニ依リテ片斷運搬ヲナシ之ヲ主要採掘機ニ連絡シテ坑外ニ搬出スルモノナリ

田川四尺層ニ於ケル運搬方法ハ第一坑ト同一ナルヲ以テ省略ス

第三坑ハ田川三尺層並ニ田川四尺層ノ場合共ニ第二坑ニ記載シタルモノト同一方法ニシテ中央部分ノ採掘機ハ本坑ヨリ主要採掘坑道トシ石部ノ採掘機ハ第二坑ヨリ主要運搬坑道トス

根本坑ニ於テハ田川三尺層、田川四尺層共ニ鐵又ハ「スラ」ヲ以テ切創運搬ヲナシ又人力ニ依リテ片斷運搬ヲナシ之ヲ主要採掘機ニ連絡シテ坑外ニ搬出ス

送貨鐵路ハ第一坑、第二坑、第三坑ハ「エンドレス」ニ依リ大任歸第一坑必發貨ニ依リ貨車種トシテ鐵道ニ依リ輸送シ、極木坑ハ貯貨場ヨリ運車ニ依リ大任歸第二坑必發貨ニ依リ貨車種トシテ鐵道ニ依リ輸送セラル

馬鹿炭ニ關スル計畫

別紙添附圖ノ如キ經路ニ依リ水洗又ハ手選ユテ塊ハ粉、碎ニ選別ス他木坑ニ貯テハ原炭中ノ灰リ手選ニテ選別ス

操業上ノ危害預防ニ關スル事項

(1) 坑内ノ通氣ニ關スル方法又ハ設備

第一坑ニ於ケル通氣方法ハ本卸坑道ヲ人氣トシ之ヨリ片割坑道ニ分岐セシメ採炭切斜面ヨリ扇部ノ風道ニ通ラシメ更ニ排氣坑道ニ集メ坑外ニ排出スルモノトス、坑道ノ先頭又ハ結氣上特製ニシテ通氣扇ナル箇所ニ設テハ小扇局部扇風機ヲ使用シ通氣ノ佳良ヲ計ル各坑道ニハ通氣系統ニ依リ門、扉、風筒、板壁等ノ通風施設ヲナシ通氣ノ面滑ラシメリ阿瓦筋ニ對シテハ懸發防止ノ爲メ採炭箇所及運送箇所ニ於ケル發炭前後「ランプ」安全燈ヲ使用シ瓦斯ノ有無ヲ検定スルモノトス、假期ハ船上電氣安全燈ヲ使用ス

第二坑ハ本卸坑道及新卸坑道ヲ人氣トシ一室ヲ二坑排氣部ニ依リ、又一部ヲ第三坑排氣部ニ依リ坑外ニ排出スルモノトス、其他ノ事項ハ前記同様ナリ

第三坑ハ目下開鑿中ニシテ本卸排氣坑道ハ其ノ採掘區域内ノ通氣ヲ良好ナラシメ又第二坑下部ノ排氣風道ヲ合流セシメタル排氣坑道トシ第一新卸ハ右部採掘區域内ノ通氣問題ヲ解決スベク排氣坑道トス但第三坑ノ發展ハ停ビ更ハ右部ニ排氣坑道ヲ設ケ一層切斜面ノ通氣ヲ良好ナラシムルモノトス

其他ノ事項ニ行テハ第一坑ニ同ジナルヲ以テ省略ス
他木坑ノ通氣方法ハ本卸坑道ヲ人氣トシ各採炭切斜ヲ通過セシメ排氣坑道ニ集メ、坑外ニ設置サレタル扇風塔及坑道ニ設置サレタル小扇風機ニ依リ坑外ニ排出セラル、モノトス

坑外ニ設置サレタル主要扇風機

坑口名	型 式	公稱馬力	風量(立方尺)	備 考
第一坑	シロツコ式	40	4000	
第二坑	全	100	10000	
第三坑	全	100	10000	
他木坑	小扇風機	10	1000	
				坑内ニ設置ス

四 所需資材ノ數量

鋼板	1000	張
鋼管	1000	米 (1.8寸徑)
ワイヤーロープ	1000	米 (1.8寸徑)
枕木	1000	根
洋釘	1000	枚
スリッパ	1000	枚
スライヤ	1000	枚
ベーク	1000	枚
一級鋼材	1000	斤
鋼管	1000	斤
一級用材	1000	斤
變換	1000	斤
組上安全盤	1000	斤
電線	1000	米
風船	1000	個
ダイソー	1000	個
マシント	1000	個
セメント	1000	斤

四 所要鋼材數

坑内天	1000	名 (金坑)
坑外天	1000	名 (金坑)
計	2000	名 (金坑)

四 主要施設ノ概要

(1) 坑外ノ部

名稱	數量	單位	備考
第一坑	1000	馬力	坑内炭車拖揚用
第二坑	1000	馬力	坑外炭車拖揚用
第三坑	1000	馬力	坑内炭車拖揚用
第四坑	1000	馬力	坑外炭車拖揚用
第五坑	1000	馬力	坑内炭車拖揚用
第六坑	1000	馬力	坑外炭車拖揚用
第七坑	1000	馬力	坑内炭車拖揚用
第八坑	1000	馬力	坑外炭車拖揚用
第九坑	1000	馬力	坑内炭車拖揚用
第十坑	1000	馬力	坑外炭車拖揚用



図 坑内ノ部

名 稱	設置箇所		
タービンポンプ	第一坑左下一片	馬力 100	排水用
	左下三片	100	
	斜 卯	100	
	第二坑右三片	100	
	左六片	100	
	左下六片	100	
	左下六片	100	
	上 段	100	

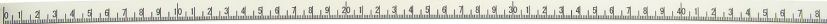
図 坑内ノ部

名 稱	設置箇所		
タービンポンプ	第一坑右三片	馬力 100	排水用
	根本坑	100	
	第一坑右十七片	100	
	第三坑上段	100	

図 坑内ノ部

坑 別	種 別	馬力 最大能力	設置距離	備考
第一坑	バンドレス掘	100	100	
第二坑	バンドレス掘	100	100	

種 別	長 さ	備 考
貯水坑	100 米	
排水坑	100 米	
貯水坑	100 米	



第七〇八九號

許可通知書

昭和九年拾壹月四日

日本銀行總務課 謹啟

共同右製鐵株式會社殿

昭和九年拾壹月五日付臨時資金調整法第四條ノ二ノ規定ニ依リ貴廠申附
ニ於ル事務取扱書彙集ノ件早計審配取ノ旨取ニ基キ本日付リ以テ主務大員
ヨリ許可相成候ニ行此段及通知候也

追前 右許可ニハ左記條件ヲ附セラレ候

條件 ナシ

以上

足

式

共
同
石
炭
層
式
圖

共同右記商標株式會社定款

第一章 總則

第一條 當會社ハ共同右記商標株式會社ト稱ス
 第二條 當會社ハ左記ノ業務ヲ営ムヲ以テ目的トス
 「右記ノ業務」

一 右記並ニコーラス賣買

ニ以上ノ事業ニ附帶スル必要業務

第三條 當會社ハ本店ヲ東京部京橋區ニ設置シ必要ノ埠外所、支店
 又ハ出張所ヲ設ケ

第四條 當會社ノ公啓ハ處々官報ニ掲載ス

第二章 資本及株式

第五條 當會社ノ資本ハ壹萬圓トシ之ヲ六萬株ニ分テ每股ノ金額ヲ
 銀五圓トス

第六條 當會社ノ株式ハ種々記名式トシ壹株銀、何株銀、白銀銀、五圓

株式ノ四種トス

第七條 株主登録シタル買主者ハ其ノ氏名、住所及印鑑ヲ當會社ニ提出
 スハシ其ノ變更アリタルトモ亦同シ

第八條 株式ノ行使、株式ノ名義証又ハ買主ニ關スル登録及株主證明書
 ニ對シ提出スル書類ニハ提出提出ノ印章ヲ付添スルコトヲ要ス

第九條 株式ノ喪失ニ因リ新株式ノ交付ヲ請求サントスルトモハ當會社所
 定ノ請求書ニ添付判決ノ正本又ハ當本ヲ添ヘテ當會社ニ提出スハシ

第十條 株式ノ行使シタルトモ又ハ株式ノ權利ヲ變更サントスルトモハ其ノ
 株式ヲ提出シ新株式ノ交付ヲ請求スルコトヲ要ス

第十一條 當會社ハ株式ハ取締役會ノ承認ヲ得ルニアラサレハ之ヲ賣買
 渡シ又ハ買入ラサスコトヲ得ス

第十二條 當會社ノ株式ハ株式ノ義證ニ依リ之ヲ 渡スルコトヲ得ス
 第十三條 株式ノ名義書換ヲ請求サントスルトモハ當會社所定ノ名義書
 換請求書ニ當會社署名捺印ノ上株式ヲ添ヘテ當會社ニ提出スハシ

第十四條 株式ニ關シテ取締シタルモノハ其ノ取得金買取返スハト等
 額ヲ應得シテ提出スルヲ要ス

第十五條 當會社ノ株式ヲ以テ買主ノ目的トナシタル場合於之カ登



蘇ヲ爲サントスルヲオハ富曹町ノ所定ノ調査會ニ實權設定者實權者及
方紀名簿印ノ上捺捺ラ兩ヘテ差出スヘシ
實權者及、探問ヲ請求サントスルヲオハ亦同シ

第拾五條 實權者ハ實權者ニ登録ノ請求ニ照シアハ兩項ノ規定ヲ準用ス

第拾六條 株式名簿書換、實權ニ照スル登録及其ノ抹消ノ場合ニハ株券重
道ニ付捺捺新株交付ノ場合ニハ株券重道ニ付捺捺五拾圓ノ手数料ヲ収
收ス

第拾七條 富曹町ハ足時株主總會開會日以内ノ期間ヲ定メテ株式ノ名簿
書換ヲ停止スルコトアルヘシ

第四章 株主總會

第拾八條 足時株主總會ハ毎年五月之ヲ指差ス臨時株主總會ハ必要アル母
ニ之ヲ指差ス

第拾九條 株主總會ノ議決ハ町長之ニ當テ町長簽支ヘアルトオハ事務取扱
役之ヲ代理ス

第拾十條 總會ニ於テ株主ノ有スル議決權ハ株式重額ニ付登録トス

第拾十一條 株主カ代理人ヲ以テ議決權ヲ行使サントスルヲオハ其ノ代理人
ハ富曹町ノ株主タルコトヲ要ス

第拾十二條 總會ノ議決ハ之ヲ議決後ニ付議決後及出席取締役簽差役之ニ
署名捺印ス

第四章 役員

第拾十三條 富曹町ハ町主總會ニ於テ富曹町ノ株式重額以上ヲ有スル株主
中ヨリ取締役七名簽差役簽名以内ヲ選任ス

第拾十四條 取締役ノ任期ハ滿テ年數差役ノ任期ハ滿テ年數差役及簽
差役ハ再選ヲ防ケス但シ取締役及簽差役ノ任期カ足時株主總會開會ニ滿
了スルヲオハ其ノ總會ノ終了スル迄之ヲ行使スルコトヲ得

第拾十五條 取締役中互選ヲ以テ町長及事務取扱役、常務取締役ヲ定ム
第拾十六條 富曹町ハ取締役中町長及事務取扱役ノ職名ニ誤リ富曹町ノ代
表權ヲ行使ヤシム

第拾十七條 取締役ハ在任中其ノ所有ニ係ル富曹町ノ株式重額百株ヲ簽差役
ニ供託スヘシ

第拾十八條 取締役會ノ議決ハ取締役簽名以上出席シ其ノ過半數ヲ以テ之
ヲ決ス可也同數ナルトオハ町長之ヲ決ス

第拾十九條 取締役及簽差役中不時ニ缺員ヲ生シタルトキ町長決メ其ノ員



假ニ下ラサル場合ハ其ノ補缺選舉ハ次同ノ定額補主者ニ依リテト
トヲ他

但シ他於選舉ニ依リ就任シタル取締役及監査役ノ任期ニ前任者ノ任期
トス

第百七條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

第五章 計 算

第百八條 當會社ノ決算期ハ毎年三月三十一日トス

第百九條 取締役ハ決算期毎ニ當會社報告書、財産目録、貸借對照表、損
益計算書、利益分配案ヲ作成シ監査役ノ同意ヲ受テ定時總會ニ提出シ

テ其ノ承認ヲ受ムヘシ

第百十條 法定積立金及役員賞與金ノ割合ハ左ノ如シ

「法定積立金」

利益金ノ概算分ノ壹

「役員賞與金」
利益金ノ百分ノ壹以內

附 則

第百十一條 當會社臨時決議施行中當會社ハ左ノ通り轉賣ヲ定ム

「左ノ事項ニ付テハ株主總會ノ決議ニ依ラス取締役會ノ決議ニ依ルモノ
トス」

「支店ノ新設、廢止又ハ移轉ニ因リ支店別在籍ニ關スル定款ノ變更」

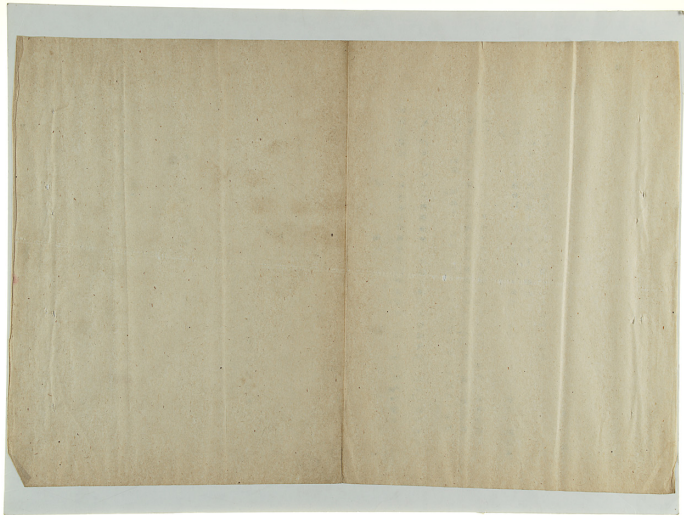
「資本ノ二十分ノ一ヲ増エサル到限ヲ以テスル當會社一額ノ増資」

「資本ノ二十分ノ一ヲ増エサル到限ヲ以テスル他ノ當會社ノ當業金額ノ
増資」

「取締役會力當該會社ノ營業ト關係ノ營業上目付トスル他ノ會社ノ無償買
取取引又ハ取締役ト爲ルモノノ認許」

「取締役、監査役又ハ清算人カ受クヘキ報酬ノ決定」

以 上



第四十五期 昭和十九年四月一日
至昭和二十年三月三十一日

貸借對照表・損益計算書

東京朝日新聞社町屋丁日知堂書店／販
共 同 石 炭 鐵 業 株 式 會 社

第四十五期貸借對照表（昭和二十年三月三十一日現在）

資 産 之 部		負債 之 部	
科 目	金額	科 目	金額
現金	2,000,000.00	資本	2,000,000.00
主要資産	1,000,000.00	法定積立金	1,000,000.00
土地	500,000.00	別途積立金	500,000.00
建物	500,000.00	保固積立金	500,000.00
機械	200,000.00	退職給與基金	200,000.00
車輛	200,000.00	税金積立金	200,000.00
工具、器具、備品	200,000.00	買入退職金	200,000.00
有價証券	1,000,000.00	未払金	1,000,000.00
指定資産運用勘定	1,000,000.00	預り金	1,000,000.00
保証預金	1,000,000.00	買入証券	1,000,000.00
納税準備預金	1,000,000.00	繰上金	1,000,000.00
貯蓄預金	1,000,000.00	當期利益金	1,000,000.00
貯蓄品	1,000,000.00	合計	2,000,000.00
配給所勘定	1,000,000.00		
日本石炭勘定	1,000,000.00		
日鐵勘定	1,000,000.00		
店勘定	1,000,000.00		

賣 附 代 號	帳 簿 號	預 定 號	現 號	合 計
七四九六〇	一	一五八四四三	四四八八	一五八四四三
二五	二	一五八四四三	四四八八	一五八四四三
	</			

100

一 銀	八 壹 六、壹 四 七、壹 八 伍	兩 期 總 益 金
一 銀	七 八 八、〇 六 壹、壹 〇 伍	當 期 利 益 金
計 計 帳、六 〇 壹、貳 〇 八、六 八 伍		

此、為 分

一 銀	貳 貳、〇 〇 〇、〇 〇 伍	償 還 積 立 金
一 銀	〇 〇 〇、〇 〇 〇、〇 〇 伍	別 延 積 立 金
一 銀	五 〇、〇 〇 〇、〇 〇 伍	退 職 給 與 金
一 銀	八 五、〇 〇 〇、〇 〇 伍	贈 祝 積 立 金
一 銀	壹 四 八、〇 〇 〇、〇 〇 伍	股 權 擔 保 金
一 銀	貳 四 〇、〇 〇 〇、〇 〇 伍	配 當 金
一 銀	貳 五、七 八 〇、〇 〇 伍	役 員 賞 與 金
一 銀	壹 壹、四 二 八、六 八 伍	後 助 總 益 金

右、通リニ 領 也

昭和二十年五月三十一日

共同石炭産業株式會社

取締役専任	入 交 太 藏
専務取締役	入 交 太 三 郎
常務取締役	入 交 太 三 郎
取締役	明 石 友 助
取締役	松 本 清 治

右 監 査 ア 務 ガ 其 ノ 適 法 正 確 ナ ル コ ト ラ 確 認 候 也

昭和二十年五月三十一日

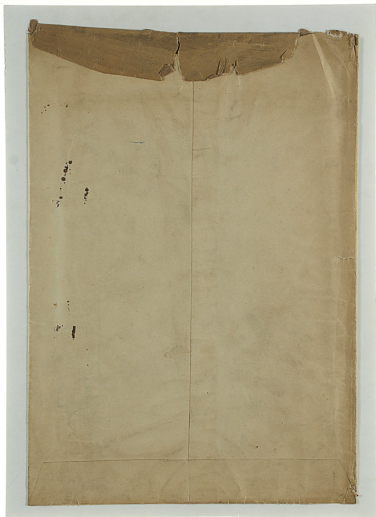
監 査 役 山 川 梅 太 郎
監 査 役 島 田 傳



礦業施業案添附圖

一坑外圖
一坑內圖
一選炭系統圖
計參葉

島廻礦業所



三都郵便部



至意

田川郡川崎町字東川崎
島廻炭嶺
松本清治殿
乃所一菊地

明治二十六年 六月 五日

天

似 証 極 智

秋 本 育 治

五 龍 ノ 智 ニ 關 シ 面 談 ノ 要 有 之 ニ 付 六 月 二 日 午
前 八 時 該 係 長 雷 文 所 ニ 出 頭 セ ゾ ル ベ シ

同 期 十 八 年 六 月 二 日

記 福 岡 山 崎 留 局 後 細 寺 文 商

一 八 四 日 付 受 ク 込 道 加 鏡 兼 託 葉 某 同 二 件

福 岡 山 崎 留 局 後 細 寺 文 商

特殊郵便物受領書

引受番號 855

寄附 支 郵便物 後

(受取人の氏名)
張廣平支所
(郵便物の品名) 支

島廻先坑 順

(郵便物の品名) 支 (郵便物)
(代金引換金額) 支

(代金引換金額) 支

此郵便物は郵便物の種類を全
てに支所へ送付し、必ずしも
支所に送付し、必ずしも

6年6月 日引受

川崎 郵便局

追加 礦業施業案

礦業權者 岩田石炭株式會社
代表者 太 摩
礦業代理人 松 本 清 治

「登録番號 福岡縣探權登録第七五九號

「礦區所在地 福岡縣田川郡川崎町、漆田町、大任村地内

「礦山ノ名稱 島 題 炭 礦

(坑口名 島題二坑)

「標 題 名 石 炭

「施業案ノ要旨

島題二坑現在探權中ノ田川三尺層ヨリ切り下ヲ田川四尺

層ヲ探掘スルモノトス

「探掘ニ關スル事項

共 同 島 題 炭 坑

土地所有
權利者

(1) 主要ナル炭層ノ位置、名稱、走向、傾斜及厚サ

別紙圖面ノ位置ニ露頭シ走向ハ平均百五拾五度ニシテ傾斜

ハ拾四度乃至拾五度ナリ

炭層ハ上部ヨリ

竹谷五尺層、厚サ四、九尺 (内炭丈三、三寸) 探 掘 類 石 炭 層

竹谷三尺層、全 八、〇尺 (全 六、八尺) 全 探 掘 類 石 炭 層

竹谷尺無層、全 五、〇尺 (全 二、五尺) 全 探 掘 類 石 炭 層

新八尺層、全 八、〇尺 (全 〇、九尺) 全 探 掘 類 石 炭 層

田川八尺層、全 八、五尺 (全 六、八尺) 古 河 鐵 業

田川三尺層、全 五、三寸 (全 五、〇尺) 共 同 石 炭

田川四尺層、全 八、八尺 (全 四、七尺) 全 探 掘 類 石 炭 層

内探掘目的炭層ハ田川四尺層ナリ

16-6-28
2122 000 427

④採炭ノ方法

田川三尺層捲卸坑道圖示ノ個所ヨリ切下リ捲卸坑道トシ
兩側三十間毎ニ水平坑道ヲ設ケ長體拂トシ「鵜啊」ヲ以
テ採炭ヲナス

運搬方法トシテハ切羽ニ「コンベヤ」水平坑道ハ手押ト

シ捲揚機ニ連絡シテ之ヲ行フ

内壹ケ年間ニ於ケル豫定出炭高

四千噸

ニ採炭上ノ危害豫防ニ關スル事項

(1)坑内通氣ニ關スル方法又ハ設備

切下リ坑道ヲ入氣坑道トシ上部水平坑道ヨリ三尺層へ

風道ヲ穿テ捲卸坑道ヨリ入氣ヲ下部水平坑道ヨリ拂面ヲ

通過セシメ排氣風道ニ集結ス炭入、排氣ノ交叉點ニハ風

共

其間石炭
積込全組

島如炭坑

機ヲ設ケ必要ニ應ジ局部扇風機、門扉、閉ぢ等ノ裝置ヲ

施シ全坑内ノ氣壓ヲ循環セシム

(2)地表又ハ坑内ノ保全其他危害ノ豫防法又ハ公益ノ保護ニ關

シ特別ノ設備又ハ制限ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ施設

又ハ制限ニ關スル事項

採掘區域ノ地表ニ在リテハ全部丘陵地ニシテ深度六百

尺以上ニ達スルヲ以テ特別ノ施設ヲ爲ササルモ坑内採

掘跡ニハ硬充填ヲ施シ地表ノ影響ヲ緩和ス。坑内保全

ニ在リテハ現在採掘中ノ田川三尺層トノ間隔僅少ナル

ヲ以テ水平坑道ニハ切缺枠、採掘跡ニハ木積硬充填ヲ

設置ニ施行シ側壁及落盤ヲ防グ

向嶺喰箱池直下ハ深度七百五十尺ナルモ總拂ニテ採掘

スルヲ以テ之ガ陷落等ノ虞レヲ認メタル場合ハ礎柱式採
掘方法ヲ施シ灌池ノ保全ヲナスモノトス

豫定採掘地域内ニハ斷層等ハ無キモノト豫想セラルハモ
萬一逢着ノ際ハ結構又ハ礎柱等ニヨリ保全ヲ講ズ

排水ニハ「タービン」唧筒ヲ用フ

公益保護ニ關スル事項ニ在リテハ特記スベキ事項ナシ
右鑛業法第四十四條ニヨリ提出候也

昭和拾六年六月廿八日

富野礦山監督局長 中 村 幸 八 殿



富野礦山監督局長
村 幸 八 殿

富野礦山監督局長
村 幸 八 殿

天
陸領支一六年第二六號

島廻景一

領支給與司申附ニ送スル件

領支給與司ハ御令第五百八十三號及附工省令第四十二號ニヨリ六月一日ヨリ
リ能可御實爲セラレタルニ付キ換配ノ件ニ關シ支那事務處ニ上呈今所載
式ニ依リ提出相成度

昭和十六年七月三日

陸領支一六年第二六號



(甲)

仙樂苑樂集認可年刊書

一、價值所在

一、登錄著說

一、似山名

石像係二尊天妃聖像前額像未法首行飾勝國十四尊二二尊均能可祀宜
但刻刻變染及說明兩格於此板及申請儀也

年
月
日

農林部所位置（武蔵野）

何 案

右像蔡仲溫人

印

顧問 山縣督局長

政

(2)

追加假禁地發禁証可申附書

一、假禁所地

一、假禁所地

一、假禁所地

一、假禁所地

右假禁ニ於テ（從來何々就テ發行禁後假禁今猶何々其親ハ何々唐又ハ何々
而）追加假禁証假禁發禁地行禁附第四十四條ニヨリ御認可相成度追加
假禁地發禁及説明圖面相抄比較及申附也

年 月 日

貴領事御所位置（發禁名）

假禁所者 何 条

右假禁地取人 何 条

印

福岡縣山鹿寄局長

紙

(四)

變更領地積算認可申請書

一、領地所在

一、登記簿製

一、領地

右領地何々況々於々年

月日提出ニ依ル領地積算ニヨリ地積數居

處今如何々ノ項ニ關シ變更積算年度爲領地積算法施行期前即十五條ニヨ

調整可相成座變更領地積算法ニ關明圖面及變更領地積算此及申請

也

年 月 日

貴領地積算所位置(貴領地)

領地積算者 何 某

右領地代理人 何 某

印

記

尾崎領山家當局役

(丁)

合併事業、承認可申請書

一、事業所所在地
二、定款書號

事業所所在地
定款書號

一、若代被審
二、額山名

右何(額山名)額山ニ於テ合併事業、承認可申請書、提出、
ヨリ、額山可相成度合併事業、承認可申請書、提出、
申請也。

年 月 日

合併事業所位置(長、短、七)

額山、額山、何、
右、額山、代、人、何、
業、
印

西岡山監査局長

(成ノ一)

領受地籍表用紙

一、領受所在地

一、並添着紙

一、領山名

右領主ニ於テ 年 月 日 假令領取得テシタルヲ以テ 今後地籍表ニ

シ領受地籍表用紙可相受タル假令並添着紙ニ該地籍表此表及領山表也

年 月 日

領受地籍表用紙 (表紙名)

領受地籍表 何 來

並添着紙人 何 來 印

陸奥國山形會局表

表

(戊ノ二)

嶺山名(又ハ河口名) 變豆屈

一、嶺山所寄附

一、變豆屈

一、嶺山名(嶺山名變豆ノ地合ハ新羅嶺山名記入ノ事)

有嶺山ニ於テ、年 月 日所提出ノ嶺山地圖ヲ以テ嶺山ノ位置可相
タル 嶺山(又ハ 抗)ハ今後 嶺山(又ハ 抗)ト改稱致ス

此説及海嶺也

年 月 日

貴嶺毛新位置(貴嶺名)

嶺山標者 何 来

右嶺山代理人 何 来

印

福岡嶺山監査局長

殿

(氏ノ三)

何々 横山 (又ハ 何々 姓) 殿 止 局

一、 領所 所在地

一、 並 佐 署 設

一、 領 山 右

右 領 山ニ 設テ 年 月 日 迄 備 出ノ 領 所 北 地 域ヲ 以テ 領 所ノ 御 取 可 納 受
タル 何々 横山 (又ハ 何々 姓) ハ 何々ノ 領 山ニヨリ 月 日 迄 納 受 可 納 受
此 取 及 御 取 納 受 候

年 月 日

貴 領 所 御 取 納 受 (以 領 所)

御 取 納 受 人

右 領 所 代 理 人

何 茶

印

福岡県山崎寄局役

殿

福岡縣 福岡市 福岡市 福岡市
福岡市 福岡市 福岡市 福岡市
福岡市 福岡市 福岡市 福岡市

昭和十五年三月三日

福岡市 福岡市 福岡市 福岡市

福岡市 福岡市 福岡市 福岡市

福岡市 福岡市 福岡市 福岡市

福岡市 福岡市 福岡市 福岡市

福岡市 福岡市 福岡市 福岡市

福岡市 福岡市 福岡市 福岡市

福岡市 福岡市 福岡市 福岡市

福岡市 福岡市 福岡市 福岡市

福岡市 福岡市 福岡市 福岡市

記

現地名

大津市 大津市 大津市 大津市

共

石炭採掘鑛區增置額

福岡縣採掘權登錄 第七九號

福岡縣田川郡^{條山所}寄附地内石炭鑛區壹拾萬七千六百壹坪

一 增置 福岡縣田川郡^{大任村}寄附地外

面積 貳千壹百四拾五坪

合計面積 壹百拾參萬壹百七拾六坪

右採掘鑛區變更許可相成度圖面又鑛務說明書相添收
般御願候也

昭和拾六年九月 日

福岡縣若松市海邊通貳百貳拾番地

採掘權者 共同石炭株式會社

代表取締役 入交太藏

商工大臣 左近司政三 版

鑛床説明書

福岡縣採掘權登録 第七五九號

福岡縣田川郡泰吉町崎町地内石炭鑛壹百拾貳畝十。分(一坪)

一、増置 福岡縣田川郡大任村地内

面積 貳千壹百四拾五坪

合計面積 壹百拾貳畝壹百七拾六坪

右増置出願地ノ地質ハ第三紀層ニシテ而シテ昭和元年鑛床ハ
原鑛區内ニ存在スル鑛床ト同一ニテ原鑛區ノ事業ヲ擴張シ將
束充分採掘シ得ルニト認ム故候此段説明候也

昭和拾六年九月 日

福岡縣松本市海岸通貳丁目貳百拾番地

採掘權者 共同石灰株式會社

代表取締役 入交 太 藏

五、鐘大教

第壹坑 二坑 尺寸坑 四尺坑 五坑

坑大 一石。七八 五

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

支坑 三。一石 一石 一

島廻炭坑

六、保安係員分担区域

第壹坑 保安係員 二名 人坑 炭坑 炭大教 百三十人

第貳坑 保安係員 二名 人坑 炭坑 炭大教 九十一人

第參坑 保安係員 一名 人坑 炭坑 炭大教 三十三人

七、各坑使用煤炭平均二日

一坑 七百四拾零

二坑 二百四拾零

三坑 八拾零

炭車

本製炭車付二千人百五拾人入

峯嶺數四百個之付一月間修理個數七十五個

一坑 二一五

二坑 一五〇

三坑 三五

九出度 一ヶ月

一坑 三二四〇個

築材 一〇噸

二坑 一五〇〇

三坑 一五〇〇

島廻院坑

一。保安係員

梅原梅作 村上巳代吉 福村孝次郎

崎山信吉郎 横執孝平 諸方力太郎

平岡喜太郎 柳平盛藏

技術管理若手服態若

代役人 属田秀次

二。排水

一坑 三六〇〇立方呎 土崩 一房間 四十立方

二坑 三四八〇立方呎 土崩 一房間 四十立方

三坑 一八〇〇立方呎 土崩 一房間 十六立方



[illegible]

五火無烟
天不無烟

百尺樓石

(六) 丁年明・於に職者物差由千足高

虎万五千匹

一 增書之元書千防之書更

(四)地來又、坑內、保金其他危實、予防其外

樹下小丘上。國城是跡跡。その下に危宮あり。記いず。

四尺橫石城最
畢望及坑八
儒沈附導
國坑九
以字
城傳
者

不説々夏ヶ瀬水セズ

右追加施業坊堤出更也

執事者

大英一千九百一十一年

藏內保房

病同輒訪署長野田真敬

追加鑛業採集採

鑛業採集

藏小鑛業採式會社

外一五

鑛業採集採式會社

鑛業採集採式會社

鑛業採集採式會社

鑛業採集採式會社

一、採集之同一事項

(1) 主要之採集層位、走向、傾斜及厚寸

前提出採集採式會社

島、廻炭坑

(2) 採集方法

追加採集法、如左

採集法、方向、傾斜、高、採集同數、日の、採集期間

追加、里度、十度、七度、五度、追加、採集、採集日

追加、里度、十度、七度、五度、追加、採集、採集日

追加、採集、採集層位、如左

追加、採集

(3) 採集層位、於此鑛產物產出、是為

採集、採集

二、採集、採集、採集、採集、採集、採集

